

六. 事業主側

名 稱

川崎焙版印刷所

代表者

川崎 佐一

資本金

三萬円

事業

単行本・定期本印刷

企業系統

ナシ

使用労働者

十八名 (男十四名、女四名)

三. 労働者側

争議参加労働者

男五名

應援労働組合

東京印刷工組合

争議参加者中組合加盟者

二名 (東京印刷工組合)

四. 争議発生の特

昭和六年十月十二日

五. 争議発生原因

事業不振ナルヲ以テ之ヲ打倒策トシテ休業率増進ヲ計リ後

表ノ日給制度、表上ノ請負制度ノ是ハ組合制度ヲ実施スルニシテ其旨本月十日 従業員ニ通告セルニ因リ
六. 要求事項並ニ交渉状況

従業員等ハ寄リ協議ノ結果十二月 従業員代表團内十三日外四名ヨリノ顔面以テ請負制度歩合別度交付ノ旨を達シ且ノ別誌ノ如ク賃銀値上ノ要求書ヲ提出十三日正午迄ニ其ノ回答ヲ未ダ得ズ

回答状況
ヲ保留シ請負歩合別度ニ戻シテハ得奉リ且ハ日給制度ヲ実施スハシト回答シラルルヲ以テ従業員代表者等ハ此ヲ諦ムルヲ辭シテ去リ

事業主側ニ於テハ月給約三百円餘ノ欠損ヲ見テ 戸心 現成